

おおさか介護サービス 相談センター だより

第41号

発行
2024(令和6)年
3月26日



介護保険サービスの利用のポイント

特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホームなど)

介護保険サービスを利用する際に、注意すべき点や利用のポイントなどをご紹介します。

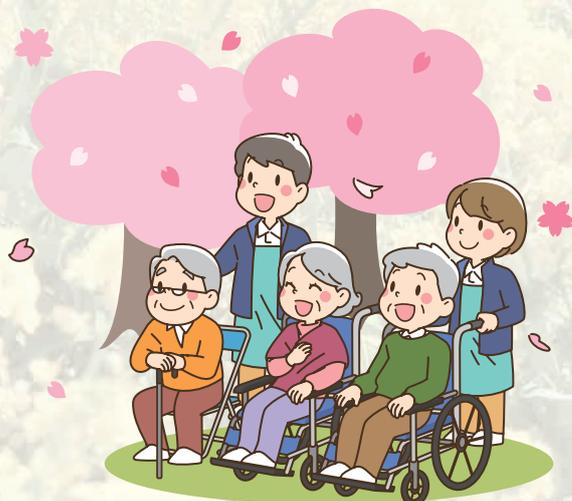
今回は、特定施設入居者生活介護についてご紹介します。

特定施設入居者生活介護とは、介護保険制度による指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、サービス付き高齢者向け住宅といった特定施設に入居している要介護または要支援認定を受けた利用者に対し、特定施設サービス計画(ケアプラン)に基づいて、介護職員、看護職員等が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話などを行う介護保険のサービスとなります。

令和4年度介護給付費等実態統計の概況(厚生労働省発表)によると、実受給者数のうち、介護付き有料老人ホームなど特定施設入居者生活介護の利用者は約32万人でした。

令和6年2月1日現在、大阪市内の介護付き有料老人ホームは120か所、特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅は43か所、軽費老人ホーム(ケアハウス)は1か所、養護老人ホームは3か所です。

特定施設入居者生活介護による、入居者の身体状況に合わせた介護サービスを受けていただくことで、可能な限り自立した日常生活を送っていただければと考えます。



特定施設入居者生活介護について



特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことで、介護保険の対象となります。

特定施設の対象は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅となります。

有料老人ホームには、特定施設入居者生活介護の指定を受けた「介護付き有料老人ホーム」と、特定施設入居者生活介護の指定を受けない「住宅型有料老人ホーム」があります。

介護付き有料老人ホームでは、ホームが直接介護保険サービスを提供し、住宅型有料老人ホームは、入居者が介護保険サービスを利用する際には、別途外部の介護サービス事業所と契約し、利用します。

特定施設入居者生活介護には、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設の事業者はケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」があります。

入居対象者

概ね65歳以上の方及び65歳未満で要介護認定を受けた方（有料老人ホームの場合）

サービスの内容

食事、入浴、排せつ等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談援助、その他の日常生活上の世話 ほか

入居相談先

介護付き有料老人ホーム及び特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）へ入居を希望される方は、各施設に直接ご相談ください。養護老人ホームについては、お住まい区の保健福祉センター（保健福祉課）へお問い合わせください。

サービス費用と利用者負担

（令和6年3月26日現在）

内容	サービス費用月額（10割）	利用者負担月額（1割の場合）
要支援1・要支援2	60,482円～103,351円	6,049円～10,336円
要介護1～要介護5	178,788円～268,182円	17,879円～26,819円
短期利用の場合（1日あたり）	5,767円～8,651円	577円～866円

- ※ 月額 は 1 か月 を 31 日 として 計算 して います。この ほか、食費・家賃 などの 負担 が あります。
- ※ 施設 が 訪問 介護 の 事業者 など と 契約 して、介護 サービス を 提供 する こと も でき ます。
- ※ 詳細 は、各 施設 へ お問い合わせ ください。

特定施設入居者生活介護の探し方

担当ケアマネジャーに相談してください。また、自分で探す場合は、介護保険の仕組みや介護保険サービス事業者情報が載っている「[ハートページ](#)」（ご希望があれば、当センターから郵送することも可能）で探す方法、インターネットを利用し、厚生労働省の「[介護サービス情報公表システム](#)」や[大阪市のホームページ](#)※で検索する方法などがあります。また、実際に特定施設入居者生活介護を利用されている方やご家族からの情報も参考になるでしょう。

※「[大阪市有料老人ホーム一覧](#)」に「介護付」と記載されたもの及び「[大阪市サービス付高齢者向け住宅一覧](#)」の「特定施設入居者生活介護の指定」の欄に「有」と記載されたものが特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームです。



特定施設入居者生活介護を選ぶポイント

介護付き有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護をどう選べばよいか、迷われることもあるかと思います。

あらかじめ利用を希望する施設に予約のうえ施設を見学し、職員から十分に説明を受けていただくことが重要です。



相談事例

特定施設入居者生活介護にかかる一般相談の事例を2例紹介します。

事例1

「父親の退院前カンファレンスにおいて、病院の相談員から介護付き有料老人ホームも退院後の住まいの一つであると聞いた。父親は車椅子を使用し、自宅での独り住まいは困難だが、どのような施設なのか」との相談。

「特定施設入居者生活介護の指定を受けた介護付き有料老人ホームであれば、施設全体が車いすでスムーズに移動可能な空間と構造になっています。また、24時間スタッフが常駐しており、お父様の状態に合った生活ができるのではないですか」とお答えしました。



事例2

「母が介護付き有料老人ホームに入居した。そこで歩行器の購入を求められたが、友人に聞いたところ、レンタルできている人もいるとのことだが、どうなのか」との相談。

「介護保険適用の歩行器（歩行車）であれば、外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護の場合、福祉用具として貸与可能です。しかしながら、一般型の特定施設入居者生活介護では、原則、福祉用具の貸与については制度的に利用できません。介護付き有料老人ホームが備品として備えている場合には、貸してもらうことが可能かと思います」とお答えしました。





介護保険サービスの利用で、悩んだり、困ったりしていることはありませんか？

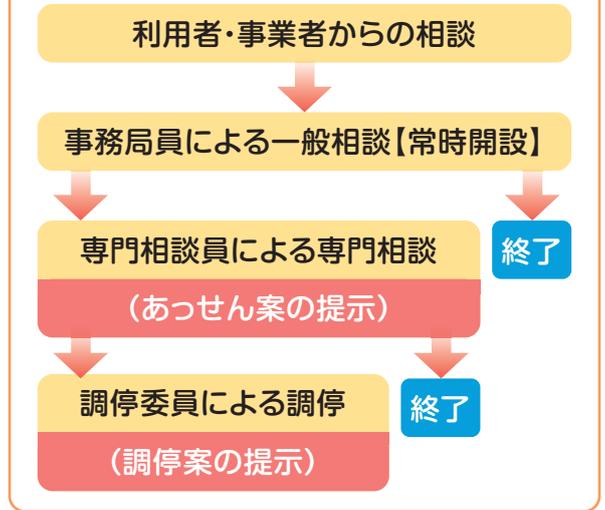
介護保険サービス等の利用者・家族と事業者双方の苦情・相談に対し、電話・来所による一般相談のほか、福祉・保健・医療・法律等、各分野の専門相談員によるあっせん、センターの調停委員による調停を行い、迅速に問題の解決を図ります。

【相談ができる方】

- 介護保険サービス等の提供を受けている又は受けようとしている大阪市内の高齢者など(本人またはその家族)
- 介護保険サービス等を提供している大阪市内の事業者
- 大阪市内の利用者にサービスを提供している大阪市外の事業者



相談の流れ



令和5年4月～12月

苦情相談件数

(1,978件)

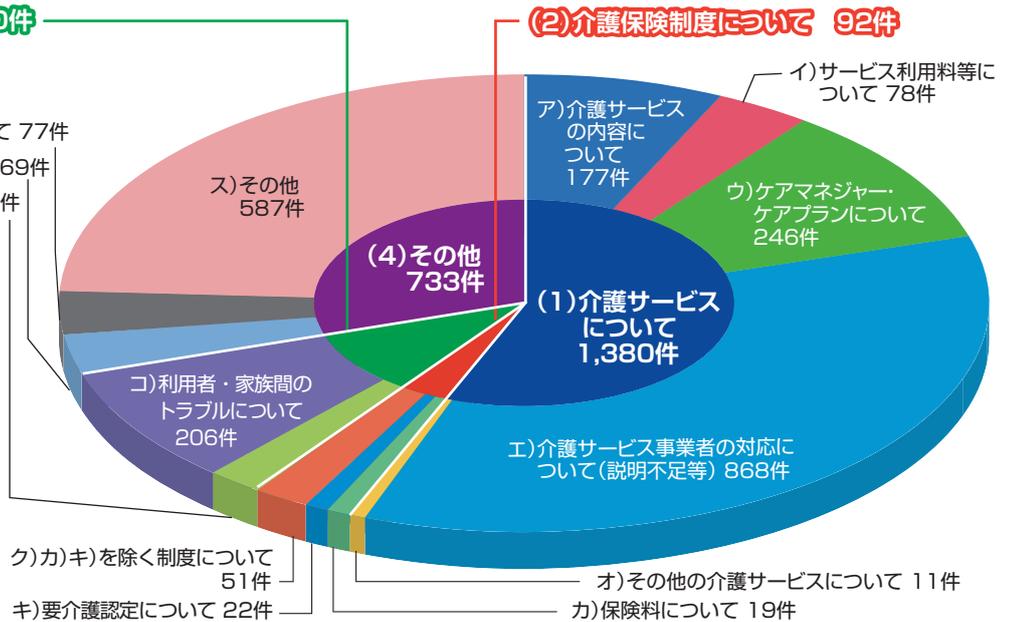
※相談内容が複数の項目に該当する場合があります合計2,455件

(3)対象外の介護に関するトラブル 250件

(2)介護保険制度について 92件

- シ)区役所等公的機関の対応について 77件
- サ)他の制度に関連すること(医療・障がい生保) 69件
- ケ)事業者間・事業者内部のトラブルについて 44件

	詳細	合計件数
(1)介護サービスについて		1,380
ア)介護サービスの内容について	177	
イ)サービス利用料等について	78	
ウ)ケアマネジャー・ケアプランについて	246	
エ)介護サービス事業者の対応について(説明不足等)	868	
オ)その他の介護サービスについて	11	
(2)介護保険制度について		92
カ)保険料について	19	
キ)要介護認定について	22	
ク)カ)キ)を除く制度について	51	
(3)対象外の介護に関するトラブル		250
ケ)事業者間・事業者内部のトラブルについて	44	
コ)利用者・家族間のトラブルについて	206	
(4)その他		733
サ)他の制度に関連すること(医療・障がい生保)	69	
シ)区役所等公的機関の対応について	77	
ス)その他	587	
総合計		2,455



社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 おおさか介護サービス相談センター

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号
(大阪市立社会福祉センター308)

TEL. 06-6766-3800・06-6766-3855

FAX. 06-6766-3822

ホームページ <https://kaigo-osaka.ne.jp>

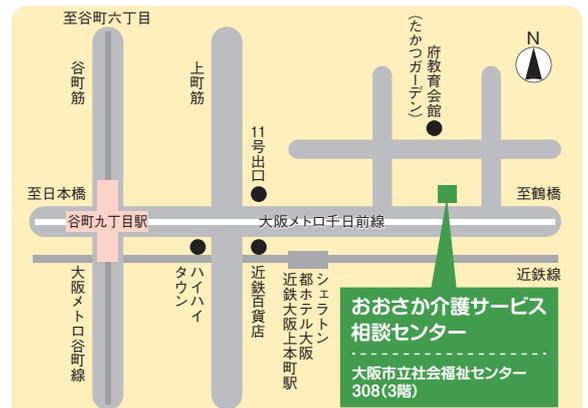
メールでのご相談も受け付けています。

相談日時

平日 午前9時から午後5時まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始

(12月29日～1月3日)を除く



- 大阪メトロ「谷町九丁目駅」から徒歩約10分
- 近鉄「大阪上本町駅」から徒歩約5分
- 大阪シティバス「上本町六丁目東」バス停前

(近鉄11号出口を東へ)

※駐車場はありません